

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）
 についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○新基準第 15 条（設備の基準）		
1	国の方針より施設基準は厳しくして、環境改善を望む。	国の示す基準は、本市の実情に照らして入所児童の権利擁護や個別的なケアを推進する上で妥当なものと考えているため、総合的に判断し、国の基準に合わせることにしましたが、基準を超えた質の確保をめざし、常に設備及び運営の向上に努めます。
○新基準第 18 条（職員）、第 19 条（夜間の職員配置）、附則第 3 条（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）		
2	職員の人数配置については国の基準より厳しくすべき。また、経過措置はせず、独自の基準を設けてほしい。	国の示す基準は、本市の実情に照らして入所児童の権利擁護や個別的なケアを推進する上で妥当なものと考えているため、総合的に判断し、国の基準に合わせることにしましたが、基準を超えた質の確保をめざし、常に設備及び運営の向上に努めます。また、職員数の確保には相当の時間を要するため、経過措置は不可欠であると考えています。
○全般、その他		
3	一時保護施設が立地している場所は津波や地震等の自然災害時に安全な場所か。 施設の特異性を考慮しての避難マニュアル等の策定はされているのか。	一時保護施設の立地条件及び特殊性を考慮して、災害に備えた具体的な避難計画を作成し、毎月災害訓練を実施しています。 引き続き、自然災害等に対する不断の取組に努めます。
4	令和 6 年第二回堺市議会で「子ども相談所の虐待対応の改善」を求める陳情が出されていたが、各陳情項目に応じた改善はなされているのか。 施設の運営上も留意しなくてはいけない点があるのではないのか。	陳情項目や課題については、入所児童の権利に十分配慮し、個々の人格を尊重して、常に運営の向上に努めています。 今後も運営の内容や業務の質の確保について、自己評価の実施及び定期的な外部評価の受審により、常にその改善を図ります。
5	従事する職員のうち、児童心理士や福祉士、心理カウンセラー等の年齢構成はバランスがとれたものになっているのか。 最近の新しい資格では、修得者の平均年齢もそれだけ若くなっていないか。 特に人の心に関することは単に知識があるだけでは不十分で、豊富な人生経験の蓄積も必要ではないか。豊富な人生経験の蓄積がある有資格者も配置できているか。	年齢構成や職務経験の有無を考慮し、要件を満たした有資格職員の配置を行っています。 また、専門性の向上に向けて研修の機会を確保するほか、常に知識や技能の修得に努めています。